

Q-CAT運用規程

全国タイル工業組合

(総則)

第1条 本規程は、外装タイルと有機系接着剤の組合せ品質認定制度 (Quality accreditation system for Combination of organic Adhesive and exterior Tile : 以下 Q-CAT と称する) の運用について規定する。

(組織)

第2条 Q-CAT は全国タイル工業組合 (以下組合と称する) が実施し、その事務は、組合事務局が担当する。

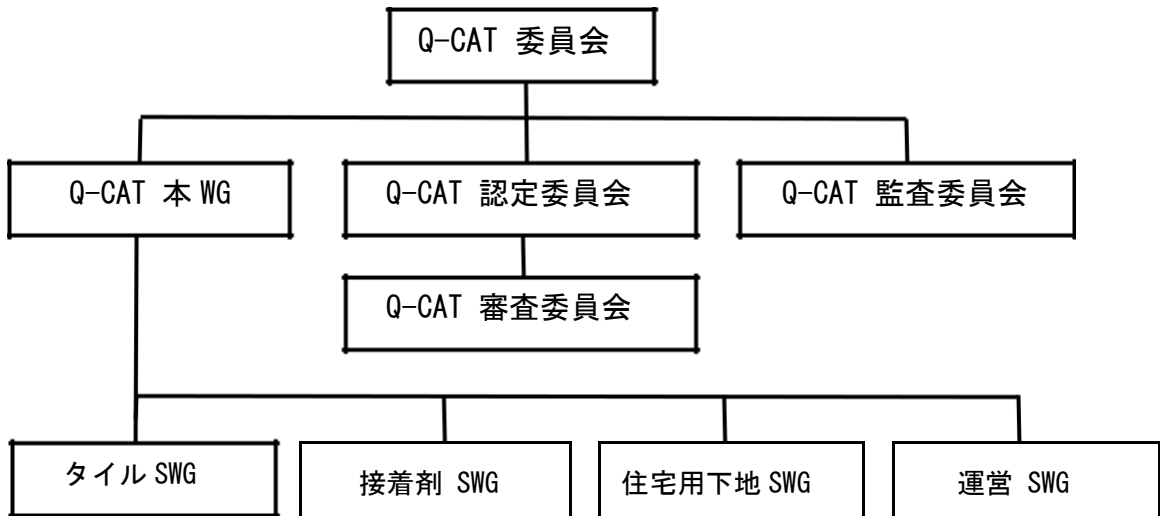
Q-CAT を適切に実施するため、組合に「Q-CAT 委員会」を設置する。

その運営のため、「本 WG」、「タイルSWG」、「接着剤SWG」、「住宅用下地SWG」、「運営SWG」を設置する。

審査・認定のため、それぞれ「Q-CAT 審査委員会」・「Q-CAT 認定委員会」を設ける。

品質の維持向上を図るため、「Q-CAT 監査委員会」を設ける。

<Q-CAT組織図>



(任務)

第3条 各会議体の任務は次の各号による。

- (1) Q-CAT 委員会は、Q-CAT 認定規格及び各種規程の承認、その他 Q-CAT の運用に関する最高決定機関である。
- (2) Q-CAT 認定委員会は、別に定める Q-CAT 審査・認定規程に従い認定を行う。
- (3) Q-CAT 審査委員会は、別に定める Q-CAT 審査・認定規程に従い審査を行う。
- (4) Q-CAT 本 WG は、各 SWG で審議された事項の確認及び調整を行い、Q-CAT 委員会に付議する。
- (5) タイル SWG は、タイルの認定規格案を策定する。

(6) 接着剤 SWG は、接着剤の認定規格案を策定する。

(7) 住宅用下地 SWG は、主に戸建住宅で使用されている窯業系サイディング材を下地としたとき

の適用について、タイル及び接着剤との関連性も含めて必要な認定規格案を策定する。

(8) 運営 SWG は、Q-CAT に関する各種規程案の策定、各種費用の検討、広報活動の推進、保

証制度に関する検討、その他制度運営に関する業務を行う。

(9) Q-CAT 品質監査委員会は、別に定める Q-CAT 品質監査規程に従い監査を行う。

(申請)

第4条 製品の申請を行う者（以下、申請者という）は、別に定める Q-CAT 申請マニュアルに従い、信義に基づき申請を行わなければならない。また、申請者は、別表に定める審査料を納付しなければならない。

(申請資格)

第5条 申請者は、申請対象となりうる自社ブランド製品を有する者でなければならない。

(誓約)

第6条 申請者は申請に当たり、第7条に定める産業財産権、第13条に定める Q-CAT マークの表示、及び第15条に定める品質維持に関し、各々の規程を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(産業財産権規程の遵守)

第7条 申請者は、別に定める Q-CAT 産業財産権規程を遵守しなければならない。

(審査及び認定)

第8条 組合は、別に定める Q-CAT 審査・認定規程により、申請された製品の審査及び認定を行う。ま

た、組合は申請者に対し、審査結果を速やかに通知する。

(認定された製品の登録と公開)

第9条 組合は、第8条により認定した製品を組合のホームページ上に登録し公開する（以下、登録された製品を登録品という）。

(登録期間)

第10条 登録品の登録期間は、登録の日から起算して1年を経過した日の属する月末までとする。組合は、登録期限の1ヶ月前に、登録期間満了の通知を行う。

(登録品の廃止と更新)

第11条 被認定者は、登録期限までに登録廃止手続きを行うことによって登録を廃止することができる。なお、被認定者により廃止手続きが行われない登録品は、1年間の自動更新となる。

(認定証明書の交付)

第12条 組合は、認定を受けた申請者（以下、被認定者という）からの請求により、認定証明書を有償で交付する。

(Q-CAT マークの表示)

第13条 被認定者は、カタログ及び梱包に、別に定める Q-CAT マーク表示マニュアルに従い Q-CAT マーク（以下、マークという）及び認定区分を表示することができる。なお、可能な限り表示することが望ましい。

2 組合は、被認定者がマークを不正に使用した場合には、マーク使用の停止、その他必要な措置

をとることができる。

3 広告媒体等へのマーク使用に関する要望がユーザー等よりあった場合、別途定める Q-CAT ロゴマーク使用許可願いを組合に提出しなければならない。

(施工方法の告知)

第14条 タイルの被認定者は、施工品質を確実にするため、登録品について、タイル施工業者に認定時

に定められた施工方法を、カタログ及び梱包などへの表示により告知しなければならない。(品質維持)

第15条 被認定者は、登録品の品質を継続的に維持しなければならない。

2 被認定者は、登録品の品質不具合が判明した場合、以下の対応を行わなければならない。

(1) 品質不具合判明後、遅滞なく、別途定める品質不具合報告書を組合に提出するとともに、当

該登録品の Q-CAT 登録品としての出荷を停止する。

(2) 品質不具合改善後、前項に定める品質不具合報告書により品質改善完了及び出荷再開に

ついて組合へ通知する。

(3) 上記(2)において、被認定者が改善不能と判断した場合、遅滞なく登録廃止の手続きを行わなければならない。

(品質の確認)

第16条 組合は、被認定者に対し、登録品の品質及び品質管理状況について、別に定める Q-CAT 品質監査規程に基づき監査を行うこととする。

2 出荷された登録品の品質に関する指摘がユーザー等よりあった場合、監査委員会において対応する。

(瑕疵責任)

第17条 登録品に瑕疵があった場合は、当該登録品の被認定者の責任とする。

(秘密保持)

第18条 本規程に基づく各会議体に係わる委員及び組合職員は、本規程に基づく業務に関して知り得た

情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(規程の改定)

第19条 Q-CAT の規程類の改定は、Q-CAT 委員会の議を経るものとする。

2 Q-CAT 参加者の利害に係わる事項の改定は、組合理事会に諮ることとする。なお、必要に応じ関係諸団体の意見を聴取するものとする。

(出荷実績報告)

第20条 被認定者は、当月分の登録品出荷数量を翌月末までに組合へ報告しなければならない。

ただし、役物タイルは除く。

2 組合は、被認定者からの登録品出荷数量の報告がない場合、マーク使用の停止、当該登録品の抹消、その他必要な措置をとることができる。

(手数料等)

第21条 組合は Q-CAT の運用に当り、別表の手数料等を徴収する。

なお、支払方法及び支払期限については、別途通達による。

- 2 組合は、被認定者から手数料、Q-CAT 利用料等が期限内に支払われない場合、マーク使用の停止、当該登録品の抹消、その他必要な措置をとることができる。

(別表) Q-CAT 諸手数料一覧

種 類		単 価	適 用	備 考	
申請 ID 発行手数料		55,000 円		ID 発行時に 1 回限り	
タイル型式	審査料	2,200 円	型式申請するタイル品番毎	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)	
	更新手数料	110 円	登録を更新するタイル	1 年ごとに確認	
	変更手数料	550 円	製造元を変更する場合	申請者が JIS A 5209 認証がある場合に限る	
		550 円	製品名及び品番を変更する場合		
	追加手数料	550 円	製造元を追加する場合	申請者が JIS A 5209 認証がある場合に限る	
550 円		製品名及び品番を追加する場合			
接着剤型式	審査料	2,200 円	型式申請する接着剤品番毎	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)	
	更新手数料	110 円	登録を更新する接着剤	1 年ごとに確認	
有機系下地調整塗材個別	審査料	4,400 円	個別申請する有機系下地調整塗材品番毎	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)	
	更新手数料	110 円	登録を更新する有機系下地調整塗材	1 年ごとに確認	
タイル個別	審査料(*2)	通常申請	4,400 円	個別申請するタイル	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)
		特別申請(*5)	6,600 円	個別申請するタイル	書類不備による再提出も同様に徴収(*1)
	更新手数料	110 円	登録を更新するタイル	1 年ごとに確認	
		550 円	製造元を変更する場合	申請者が JIS A 5209 認証がある場合に限る	
	変更手数料	550 円	製品名及び品番を変更する場合		
		550 円	製品名及び品番を追加する場合	申請者が JIS A 5209 認証がある場合に限る	
追加手数料	550 円	製品名及び品番を追加する場合			
WEB 申請代行手数料		5,500 円	事務局に代行を依頼する場合	1 品番毎	
認定証明書発行手数料		1,100 円	1 枚当り	送料別途	
試験用タイル販売価格	C1/Y1 型用	2,750 円	1 枚当り	送料別途	
	C2/Y2 型用	2,420 円	1 枚当り	送料別途	
	C3/Y3 型用	2,200 円	1 枚当り	送料別途	
Q-CAT 利用料	タイル(*3)	5.5 円	1 m ² 当り		
	接着剤(*4)	5.5 円	2kg 当り		
	有機系下地調整塗材	5.5 円	2kg 当り		

*1 初回ログインから 1 年間の書類不備に関しては請求しない。

*2 組合せ接着剤が複数の申請は、2 番目の接着剤から 1,100 円とする。また、製品名・品番が同一の申請は、2 番目のタイルから 1,100 円とする

(但し、同一日申請に限る)。

*3 6,000 m²/年超の出荷数量報告の場合、6,000 m²/年以下の場合は一律 3.3 万円/年とする。

*4 12,000 kg/年超の出荷数量報告の場合、12,000 kg/年以下の場合は一律 3.3 万円/年とする。

*5 特別申請とは、Q-CAT 認定規格の別表 3.4.7~10 における基準区分で JIS と表示された検査項目について、申請者の基準値で申請する場合。

注 1. タイルの申請では、色番号毎には手数料を賦課しない。

注 2. 接着剤の申請では、色番号毎に手数料を賦課する。

注 3. 上記金額は消費税を含む。

注 4. Q-CAT 利用料は、平成 22 年 4 月 1 日以降の認定品出荷分を徴収対象とする。

注 5. 変更、追加の運用詳細については、Q-CAT マニュアルを参照のこと。

[附則]

1. 本規程は、平成 21 年 12 月 1 日より施行する。

[改定履歴]

・平成 21 年 12 月 9 日：別表の*2 の赤字部、注 4 を追記

・平成 22 年 1 月 15 日：第 13 条 1 項の表示義務を権利に改正

第 14 条 施工方法を告知義務に改正

第 20 条 役物を除くを追加

第 21 条 手数料の支払いを徴収に改正

第 21 条 別表の変更手数料、追加手数料を変更、マーク使用料を Q-CAT 利用料に改正

・平成 22 年 7 月 1 日：第 15 条 2 項 品質維持を追記

第 16 条 2 項 品質の確認を追記

第 21 条 別表のタイル個別の審査料に特別申請を追記

- ・平成 23 年 10 月 1 日：第 21 条 別表の Q-CAT 利用料を改定
- ・平成 27 年 11 月 1 日：第 21 条 別表に有機系下地調整塗材の審査料、更新手数料、Q-CAT 利用料を追加
- ・令和 2 年 9 月 28 日：第 21 条 別表の試験用タイル販売価格を改定
- ・令和 3 年 3 月 20 日：第 21 条 別表の金額を消費税込みの表示に改定